

## ごまめのはぎしり(ごまめの歯軋り)シリーズNo.4

ごまめのたんそく(ごまめの嘆息)

…力のないものが、どんなにがんばってもどうにもならないこと

出典:ことわざ◆諺◆百科…<http://www.ymknu200719.com/kotowaza/koto-ko-0032.html>

この『ごまめのはぎしり』は著作権フリーですので、どなたが複製しても著作権法には抵触致しません。…発行者:長谷川真吾(銚子市榊町3895-2)

銚子市の公職選挙法違反に係る告発。

平成25年04月21日の銚子市長選挙は、越川信一現銚子市長と野平匡邦前銚子市長の間で行われましたが、銚子市立病院運営・市庁舎及び消防庁舎建て替えなどを争点とした選挙でしたが、多くの市議会議員はそれまでの同僚で扱いやすい越川信一候補を応援し野平派と言われる数名の市議会議員が野平匡邦候補を応援しました。そして、平成25年04月11日には銚子青年会議所主催による『銚子市長選挙マニフェスト型公開討論会』が開催されました。

ところが、越川信一現市長が社主となっていた大衆日報には、この討論会で何も言及しなかった越川信一現銚子市長の意見が大幅に加筆され、反対に野平匡邦前市長の発言は大幅削除されて掲載されました。…結果は、わずか710票差で越川信一市長が当選しました。

告発人と被告発人は何名なのか

一説には11名という話がありますが、それが告発人の数なのか被告発人の数のかも定かではありません。被告発人が2名だけと言う話もあります。H26/06/27千葉日報によりますと、越川信一市長とその実妹は被告発人であることは間違い無いようですが、被告発人の話として前者であれば、相当数の市議会議員・市長経験者・一般市民にまで、範囲を広げる必要があります。

市民の血税が、馬鹿者のおかげでまた無駄に浪費それそう。

リコールされた岡野俊昭元銚子市長に代わって、野平匡邦前銚子市長が市長に当選した際の市長選挙は、銚子市選挙管理委員会によれば、2317.8万円の費用を支出したそうですが、越川信一市長が、何らかの理由によって失職した場合の費用はどの程度になるのでしょうか?また、その際に5名程度の市議会議員の補欠選挙が行われた場合更にどの程度の費用を加算しなければならぬのでしょうか?(H23/04/24の市議会議員選挙では、2781.8万円)いずれにせよ、銚子市民の血税が馬鹿者に浪費されるのは実に腹立たしい限りです。

ボランティアによる銚子市立病院の雑草の刈り取りと銚子市役所生活環境課長(古川)の対応

公設民営(銚子市立病院)と民設民営(島田総合病院)を混同する銚子市役所生活環境課長(古川)

『民営』と言うことにおいて、意義は申しませんが、『公設』と『民設』は異なります。

たとえば建築物などで、何らかの問題が発生した場合、当該居住者だけに責任がとどまることは無く、建築物所有者にも責任の一端はあるというのが司法上の常識でしょう。庭付き一戸建て住宅で、雑草の繁茂により周辺環境が著しく損なわれた場合、居住者だけでなく所有者にも責任者として除草を求める場合があります。

また、道路運送車両法等によりますと、何らかのトラブルが発生した場合、運転者のみに責任を求めるのでは無く、運行管理者にも責任は及びます。

『民設』の場合、当然所有者に責任が及ぶのは当然ですが、『公設』であれば、やはり所有者である銚子市に責任の一端が有る筈です。この考え方を引用すれば、『民営』担当者すべての責任が有る訳では無く、設置者である銚子市にも『公設』と言う観点から責任の一端が有ることが分かります。

銚子市立病院は『公設民営』ですが、越川信一市長の方針による、銚子市からの操出金の大幅減額によって台所事情は相当苦しくなっていると考えられます。銚子市立病院の存続を願う市民としては、周辺住民に迷惑にならないように、そして環境保全を図りつつ、なんとしても手助けをしたいと考えるのはごくごく自然の成り行きです。

ところで、銚子市役所には地域協働課なるものがありますが、この趣旨は何なのでしょう?市民と市役所が協力してよりよい街にすると言うのも1つの目標の筈です。一般市民が銚子市立病院の除草活動を行った場合、その際に発生したゴミは、銚子市立病院でも銚子市役所でもどちらか申し出られた方が、処理すればよいことで、除草活動を行った市民に対して、『これは銚子市立病院が、『民営』なのだから処理すべきだ…。』と言う以前の問題だと思のですが、諸兄はどのようにお考えでしょうか。

銚子市役所生活環境課長(古川)は、『法律に基づいて…。』と繰り返し述べますが、法は人間が作り出したもので、パーフェクトでないことは誰もが知っていることです。場合によっては、柔軟に対応する必要も求められます。この柔軟性の欠如した者が協働(市と協力する市民活動)の妨げになっていることも事実です。

法に不都合があれば変更しなければならず、一番身近に居るのが公務員です。すべて杓子定規に行うのであれば、法のもとである日本国憲法第二十五条には『すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。』と有るのですから、すべて公務員任せで、何もかも実施しなければならないということになります。(恐らく銚子市役所は機能不全になる筈です。)しかし、これらを改善する為に、〇〇特区などとして、試験的に法改定前に部分導入する訳です。このような手立てを理解しないものが、のうのうと公務員を続けていることこそが異常であるように思えます。